

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年 3月14日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.		不適合件名	グレード	備考
1	1号機	屋外軽油タンク防油堤外側の仮置き中の廃材に、仮置き表示を申請中の状態で掲示されたままであることが認められたため、許可された仮置き表示を取付。	GIII	
2	2号機	原子炉緊急停止系電動機・発電機セット(B)系発電機の点検において、軸と軸受部のはめあいに経年劣化による緩みが認められたため、充填材にて補修。	GIII	
3	3号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(C)冷却管渦流探傷検査において、冷却管(12本)に減肉が認められたため、当該冷却管に閉止栓を取付。	GIII	
4	3号機	換気系排気筒放射線モニタサンプリング配管調査において、サンプリング配管と排気ダクト本体取合部(入口及び戻り配管)に腐食が認められたため、当該部を補修。	GIII	
5	4号機	換気系排気筒放射線モニタサンプリング配管調査において、排気ダクト本体取合部から検出元弁間(入口及び戻り配管)のサンプリング配管に腐食が認められたため、当該部を補修。	GIII	